

1 いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめは、すべての児童に関係する問題である。教職員は、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との認識をもって取り組まなければならない。

いじめとは、行為を受けた子が心身に苦痛を感じたものであり、行為を受けた本人が否定しても状況や行われた行為等からいじめの有無を確認する。いじめの対応は、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の方も積極的に取り込むことが望ましい。

いじめ防止については、

- ① 子どもの居場所づくり、絆づくり
 - ・余計なストレスを生まない学級、学校づくり
 - ・少しくらいのストレスがあっても負けない自信
 - ・他者の尊重や他者への感謝の気持ちを高める
- ② わかる授業づくり
 - ・授業改善
 - ・規律のある授業
 - ・教師の言葉づかい
- ③ 友人関係、集団づくり、社会性の育成につながる行事
 - ・社会体験や交流体験
 - ・人と関わることによる自己有用感の醸成

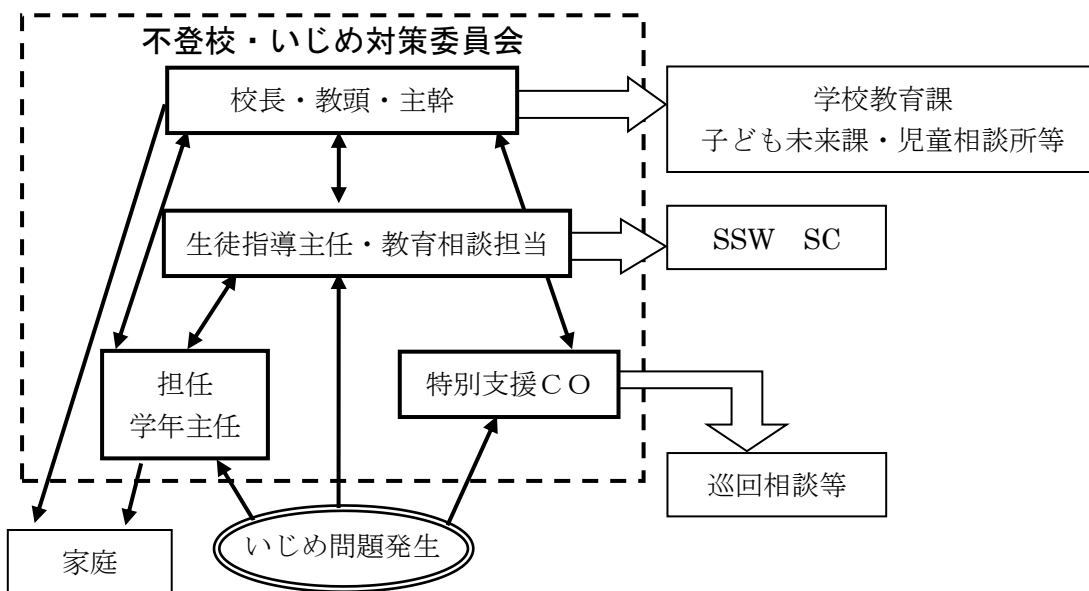
①ベースは
未然防止

②早期発見
・早期対応

を意識して、毎日の教育活動の中で取り組む。

2 組織

いじめ問題発生時には、「不登校・いじめ対策委員会」を中心に、組織的に早期対応する。



【不登校・いじめ対策委員会メンバー】

- ◎生徒指導主任、教育相談担当、校長、教頭、主幹、特別支援CO、養護教諭、担任、該当学年主任、不登校担当（人権担当、PTA役員、SC、SSW）

3 年間の取り組み（PDCAサイクルを含む）

4月	5月	6月	7月
学級組織づくり 年度当初の道徳指導 子供を語る会 一年生を迎える会 花集会	めざす授業像づくり 家庭訪問 学級づくり研修	いじめアンケート 花集会	個別面談
8月	9月	10月	11月
いじめ対策委員会	花集会	花集会 運動会	自然教室（5年） 修学旅行（6年） いじめアンケート
12月	1月	2月	3月
学校評価 個別面談 学級づくり研修	花集会	いじめアンケート いじめ対策委員会	六年生を送る会 次学年への引継ぎ (すこやかファイル)

【日々の教育活動で心がけること】

○一人一人を大切にした学級経営

（いつでも話を聞いてくれる担任、温かい言葉づかい、名前の呼び方等）

○子供たちがわかる授業、主体となる授業づくり・自治的活動の推進

○学年内、学校内の情報共有→報告・連絡・相談を確実にする。

（気になることは、小さなことでも学年主任、校長、教頭に報告）

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの積極的な連携

○勇気づけのボイスシャワーで子供の自己肯定感を高揚させる。

4 重大事態への対応

重大事態とは…

- （1）いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- （2）いじめにより、年間30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑い

① 市教育委員会へ重大事態発生の報告。

② 市教育委員会と相談の上、調査組織を設置し、事実関係を明らかにする。

〔学校が調査主体となる場合〕

「不登校・いじめ対策委員会」を母体として調査組織を設置する。調査の公平性・中立性を確保できるよう、第三者の参加を図る必要がある。

〔市教育委員会が調査主体となる場合〕

市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

④ 調査結果を市教育委員会に報告する。（学校が調査主体の場合）

※調査結果は、市教育委員会から市長等へ報告される。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

※記者会見、保護者会等で説明する場合、全ての子どもや保護者の心情・背景など教育的な配慮のもと、正確な情報を伝える。不明なことや把握していないことは、その旨を明確に伝える。